特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幌加内町は、住民基本台帳関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

住民基本台帳関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

幌加内町長

公表日

令和7年2月7日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	幌加内町が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するために、住民に関する正確な記録の整備を行う。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、住民の届出に関する制度をの住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、町において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑪個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められており、本町は当該事務の一部を機構に委任している。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

住民票情報ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法) (昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) 法令上の根拠 ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提 供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携							
①実施の有無	[実	ミ施する]		<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定		
②法令上の根拠	(別表第二 第三欄(1 れる項(1、 54、57、58 111、112、 (別表第二	における情 情報提供者 2、3、4、6、 、59、61、62 113、114、1 における情	8、9、11、16、18、2 2、66、67、70、77、3 16、117、120の項) 報照会の根拠)	項のうち、第四 20、21、23、27、 80、84、89、91、	欄(特定個人情報) 30、31、34、35、37、 92、94、96、101、10	、38、 02、1	住民票関係情報」が含ま 39、40、42、48、53、 103、105、106、108、 情報照会は行わない)
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	住民課						
②所属長の役職名	課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用	停止請求					
請求先	総務課	〒074-0492	北海道雨竜郡幌加	n内町字幌加内	14699番地 TEL0165	5-35	-2121
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに	関する問	合せ				
連絡先	総務課	〒074-0492	北海道雨竜郡幌加	n内町字幌加内 1	14699番地 TEL0165	5-35	-2121
9. 規則第9条第2項の適用	Ħ					[]適用した
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年1月22日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	17年1月22日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		Г	発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書		
されている。	心(成)対に りい (は、でれて	(40里总项口計测省	スは主境日計画者において、ソヘン	/ 別 東 の計 神 加 が 記 戦		
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシ	ノステムを通じた入	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通	じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	Γ]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。				

9. 監	査		
実施0	D有無	[]自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 稅	従業者に対する教育・	啓発	
従業者	音に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 重	長も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優る対策	₹先度が高いと考えられ	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われる 2) 目的を超えた紐付け、事 3) 権限のない者によって不 4) 委託先における不正な使 5) 不正な提供・移転が行わ 6) 情報提供ネットワークシス	事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 にに使用されるリスクへの対策 使用等のリスクへの対策 つれるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ・滅失・毀損リスクへの対策
当該対	対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている] 2)十分である 3)課題が残されている
	判断の根拠	職員の名簿を年度ごとに作成す また、アクセスログを記録し、定	可能な職員は、2要素による認証によって限定しており、アクセス可能な「ることで、アクセス権限の適切な管理を行っている。 を期的に確認することで不正なアクセスがないことを確認している。これら 限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用 である」と考えられる。

変更箇所

変 更 固	PJT				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月21日	I 関連情報の5.評価実施機 関における担当部署②所属 長名の変更	住民課長 村上 悟	住民課長 竹谷 浩昌	事後	
平成28年6月21日	Ⅱしきい値判断項目の1.対象 人数の時点日変更	平成26年11月1日 時点	平成28年6月17日 時点	事後	
平成28年6月21日	II しきい値判断項目の2.取扱 者数の時点日変更	平成27年2月1日 時点	平成28年6月17日 時点	事後	
平成29年7月10日	II しきい値判断項目の1.対象 人数の時点日変更	平成28年6月17日 時点	平成29年7月10日 時点	事前	
平成29年7月10日	II しきい値判断項目の2.取扱 者数の時点日変更	平成28年6月17日 時点	平成29年7月10日 時点	事前	
令和1年6月6日	新様式変更に伴う追記	平成29年7月10日 時点	令和1年6月4日 時点	事前	
令和2年9月1日	Ⅱしきい値判断項目の1.対象 人数の時点日変更	平成29年7月10日 時点	令和2年8月26日 時点	事前	
令和2年9月1日	II しきい値判断項目の2.取扱 者数の時点日変更	平成29年7月10日 時点	令和2年8月26日 時点	事前	
令和3年12月6日	7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求先の変更	総務課庶務係	総務課	事後	
令和3年12月6日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ先の変更	総務課情報管理係	総務課	事後	
令和4年2月10日	公表日の訂正	令和2年12月6日	令和4年2月10日	事後	
令和7年2月7日	新様式での公表	令和4年2月10日	令和7年2月7日	事前	